

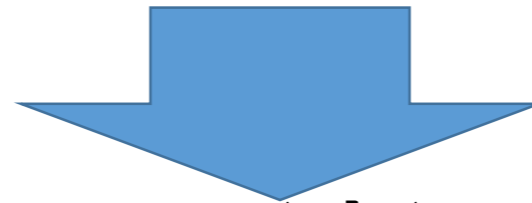
## ① 雇用関係の助成金等について

助成金名	摘 要	対 象	期 間	その他	
雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）で最近1ヶ月の売上高が、前年同期に比べ10%以下（4月以降の比較月は5%以下低下）	感染防止に資する ・一部従業員の休業 ・一斉休業 ・濃厚接触者に命じた休業	休業を実施した場合の休業手当の2/3（中小企業）から特例により10/10、日額上限8,330円	助成対象期間 1/24～7/23。 一部計画書の事後提出可能	被保険者対象 （4月より被保険者以外も対象）
小学校等の休業対応助成金	臨時休業した小学校等に通う子、感染した恐れのある小学校に通う子の世話をを行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法の有給休暇とは別に有給を取得させた場合	雇用保険加入者でなくても対象	有給休暇に支払われる賃金額(10/10)を助成。日額上限8,330円	2/27～6/30までに取得した休暇	申請期間 9月30日まで

※新しい情報が随時更新されていますので、内容が変更される場合があります。

## ② 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあたっては、申請により厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することが出来ます。</li> <li>・この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。</li> </ul>
対象となる事業所	<p>以下のいずれも満たす事業所が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している事。</li> <li>・厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難であること。</li> </ul>
対象となる厚生年金保険料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。</li> <li>・上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等についても遡って特例を利用できます。</li> </ul>



## 上記①と②については、5月21日(木)22日(金)個別相談開催

社会保険労務士による個別相談会（9：00～16：00）を開催します。電話で予約を受け付けています。

予約時間は

- ① 9:00～10:00 ② 10:00～11:00 ③ 11:00～12:00  
④ 13:00～14:00 ⑤ 14:00～15:00 ⑥ 15:00～16:00

## ③ 持続化給付金について

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 【給付額】

法人は200万円、個人事業主は100万円。但し昨年1年間の売上から減少分を上限とします。

#### 売上減少分の計算方法

**前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)**

### 【主な給付の要件】

- 1、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- 2、2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者。
- 3、法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、

又は②上記の定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上げが一定期間に偏在している方などは特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請をすることが出来ません。

※詳細は申請要領等をご確認ください。

### 【必要書類や申請方法】

申請に必要な書類や申請方法等、詳細について支援を受けたい方は以下の予定で相談会を実施していますので、お気軽にご相談ください。

相談は予約制となります。

#### 予約時間は

- ① 9:00～9:45
- ② 9:45～10:30
- ③ 10:30～11:15
- ④ 11:15～12:00
  
- ⑤ 13:00～13:45
- ⑥ 13:45～14:30
- ⑦ 14:30～15:15
- ⑧ 15:15～16:00
- ⑨ 16:00～16:45

- ・申請はお手持ちのパソコン又はスマホから「持続化給付金」と検索し、表示されているフローに従い申請してください。
- ・給付金の申請は、ご本人による電子申請のみとなるため、商工会では申請の代行をすることはできませんが、ご不明な点については予約等でご相談ください。
- ・電子申請が出来ない方については、県内4か所で申請が行える予定ですが、申請場所がまだ決定していません。決定次第ホームページでご案内いたします。

#### 持続化給付金について

詳しい申請方法等については、中小企業庁金融・給付金相談窓口

電話:0570-783183 平日・休日 9:00～19:00

又は山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル

電話:055-223-1321 平日・休日 8:30～19:00